

# 島根地方最低賃金審議会

## 島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

### 第2回会議 議事要旨

開催日時	令和4年10月4日（火）午後3時25分～午後4時17分		
開催場所	島根労働局 専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金室長補佐が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、労働者側委員から、基礎調査の所定内賃金階級別労働者割合をみると、910～919円に大きな山があり、この分布の山の改善なくして人材確保は困難であること。自動車部品特定最低賃金の引上げを行い、島根の基幹産業である自動車・同附属品製造業の魅力を発信していくことは、将来を担う人材の県外流出を防ぐことにつながる。これらの状況や対県最賃比の優位性の早期回復・人材確保の観点から、最低49円以上の引上げを要求すべきところであるが、企業内最低賃金957円を考慮して、引上げ額38円が提示された。 一方、使用者側委員からは、半導体不足や部品調達遅延は多少良くなるとは聞いているが、まだまだ回復までに期間がかかると思われること。消費者物価が上昇しており、ある程度の賃上げはしなければならないと思っているが、それ以上に企業物価が上がっており、下請・孫請企業が多い島根において、鋼材や部品の値上げの価格転嫁に苦慮しており、取り巻く環境は厳しいこと。			

以上のことなどから、賃金改定状況調査の第4表③の賃金上昇率2.4%を考慮し引上げ額22円の提示がなされた。

その後、公労・公使会議を重ね歩み寄りを図った結果、労働者側は引上げ額37円、使用者側は引上げ額24円の再提示があったものの、現時点でこれ以上の歩み寄りには困難として次回へ持ち越しとなった。

- 5 部会長が、次回も金額審議となることから、専門部会運営規定第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明し、閉会とした。